

浦安キャンパス 端末機器等の接続についての内規

明海大学浦安キャンパスでは、キャンパス内で MUSE-net に接続するコンピュータに関して安全確保の観点から以下の規約を定める。

1. 端末機器等の接続

端末機器を MUSE-net に接続し、メディアセンターの管理する機器番号（IP アドレス）を割り当てるときは、MUSE-net 利用者申合わせ別記第 2 号様式の端末機器等接続申請書を、メディアセンター長に提出しその承認を得なければならない。

2. 端末管理者

端末機器には端末管理者を置かなければならない。端末管理者は端末機器等接続申請を行った責任者となるものとする。

3. 設置・運用の変更、廃止および制限、停止

1. 端末管理者は、申請書の記載事項に変更がある場合には、速やかに届け出なければならない。
2. 端末管理者は、端末機器を廃止するときは、メディアセンターに端末機器等接続廃止届（MUSE-net 利用者申合わせ別記第 3 号様式）で届けるものとし、機器の廃棄に際しては、データの扱いなどメディアセンターの指示に従うものとする。
3. メディアセンター長は、端末機器の利用により MUSE-net の管理運営上問題が生じ、あるいは生じうることが想定されるとき、その運用の制限、停止さらには、廃止を命じることが出来るものとする。

4. 端末コンピュータ

浦安キャンパスに設置されたコンピュータのうち、端末機器等接続申請を行っているものを「端末コンピュータ」と呼ぶ。

5. 端末管理者による端末コンピュータの安全管理

端末管理者は端末コンピュータの利用にあたって、次の各号に掲げる安全管理に努めるものとする。

1. 端末コンピュータがある部屋は施錠を行うなど、不正使用、盗難を防止するものとする。
2. 端末コンピュータの設定変更はパスワードで保護し、管理者以外は設定変更を行えないようにすることが望ましい。オペレーティングシステムの仕様上困難な場合は、不正な設定変更がなされないよう監視するものとする。
3. ウィルスチェッカーをインストールし、かつ、ウィルスのデータベースの更新を怠らないようにするものとする。
4. 不特定多数の学生が利用する可能性がある場合は、教育用ユーザーIDにより認証を行うことが望ましい。その他の場合は独自にユーザーIDとパスワードを発行するか、面接により利用者を記録するなど、端末コンピュータの利用者が明らかになるよう工夫をするものとする。
5. 固定ディスクにはアクセス権限を設定し、不特定多数の者が他人のデータにアクセスできないようにすることが望ましい。オペレーティングシステムの仕様上困難である場合は、個人的なデータを固定ディスクに保存しないように利用させるものとする。
6. 端末コンピュータをファイルサーバー、Webサーバー等、ネットワークサービスを提供するために利用する際は、アクセスにあたってのパスワードの設定やフォルダの不可視化、通信プロトコルの制限、利用目的の限定などのセキュリティ上の対策を十分講ずるものとする。
7. システム設定を復元するバックアップを作成しておくものとする。
8. オペレーティングシステムやアプリケーションソフトの修正モジュールの適用を遅滞なく行うものとする。
9. 端末コンピュータの廃棄、移管に際しては、固定ディスク内のデータの完全消去を行うものとする。

6. 障害発生時の報告義務

端末管理者は、深刻な障害（コンピュータウィルスの感染、システムの破壊、データの破壊・流出・改竄・機器の盗難等）が起きた場合は速やかにメディアセンターに報告するものとする。ネットワーク管理者、メディアセンターは極力支援を行うが、責任を負うものではない。

7. 設置・運用等の費用負担

端末コンピュータの MUSE-net への接続は、システム管理者への委託業務の範囲で支援する。

障害発生時、メディアセンターは日常業務の範囲や委託業務の範囲で可能な限り支援を行うが、それを越えた作業や部品の補填の必要性が発生し、復旧に費用を要する場合は端末管理者が負担するものとする。

付則

この内規は、平成15年4月1日から施行する。